

大久保政権の朝鮮政策

勝田 政治

はじめに

明治初期における日本の朝鮮政策は、一八六八年以来中断した朝鮮との国交樹立をめざすものであり、それは大久保政権による一八七六年の日朝修好条規の締結によりようやく実現された。大久保政権の朝鮮政策に関する研究には膨大な蓄積があり、第二次大戦後一九八〇年代までは、征韓論にもとづく政策であるという評価が主流となっており、近年では高橋秀直氏が最も精緻な研究を発表されている。¹

高橋秀直氏は、明治政府の当該時期の朝鮮政策を二つの路線の対抗としてとらえ、次のように説いている。一つは強硬路線（戦争を辞さない征韓論² 皇使派遣論）であり、もう一つは穏健路線（戦争を避ける国交樹立論³ 政府等対論）であるとする。そして、この二つの路線では明治初年以來、後者の穏健路線が優位を占めていたが、一八七三年に前者の強硬路線である西郷隆盛の皇使派遣論の力が強まって征韓論政変となる。政変後の大久保政権では、後者の穏健路線である外務少丞森山茂の政府等対論にもとづく交渉が行われたが、森山交渉は不調に終わり平和的国交樹立の試みは挫折する。その後、江華島事件がおこると大久保政権は、本来の穏健路線から一転して、

戦争の危険性が高い武装使節派遣論（黒田清隆使節の派遣）を採用する。そして、この方針を西郷隆盛の皇使派遣論と同じ、強硬路線である征韓論と位置づけて、黒田使節の交渉により日朝修好条規の締結に至るとする。²⁾

こうした高橋氏の見解に対し、筆者は森山茂の交渉までは概ね異論はないが、江華島事件後の黒田使節派遣を征韓論として位置づけることには疑問を抱くものである。本稿は、この点について大久保政権の朝鮮政策を再検討しながら、私見を提示するものである。³⁾

一 征韓論政変後の朝鮮政策

一 大久保利通の朝鮮使節論

一八七三年一〇月の政変（明治六年の政変、征韓論政変）の争点は、西郷隆盛の朝鮮使節派遣論であった。西郷の主張は、当時の士族の征韓論を代弁するものとして、最終的には朝鮮との戦争を期す使節派遣論である（使節派遣→朝鮮拒否→日朝戦争）。そして、使節派遣⇨開戦論でありながら派遣前の戦争準備は否定するという、日朝戦争の利害得失や戦争体制の構築などを考慮しない、対外政策としては甚だ不十分なものであった。⁴⁾

こうした西郷の使節派遣論に反対したのが大久保利通である。大久保の朝鮮使節論は、西郷が辞表を提出した一〇月二三日、太政大臣代理岩倉具視が上奏した「意見書」に表れている。この「意見書」は、岩倉と大久保によって作成され、大隈重信・伊藤博文・大木喬任ら非征韓派参議の協議を経て上奏されたものである。「意見書」は次のように言う。

明治政府発足以来の国家目標は、不平等条約を改正しての「国権」回復である。しかし、岩倉使節団の欧米視察

の結果、「国権」回復（条約改正）は一朝一夕に実現するものではなく、「政理」を整え「民力」を「厚ク」して「実効実力」をあらわさなければ困難であることを思い知った。したがって、当面の国家目標は、「民力」を「厚ク」して「実力」をつけることではなければならない。

新政府が成立してわずか「四五年」しか経ってなく、未だ「国基」が固まらず、「政理」や「治具」も未整備な現状において、「外事」（朝鮮使節派遣）を「軽ク」行つてはならない。朝鮮への使節派遣自体は、すでに決定されたものであり、実行することに異論はない。しかし、派遣にあたっては「緩急順序」を明確にする必要がある。とくに、朝鮮がわが国に「禮」を加えない可能性が高い現状での使節派遣は、「戦ヲ決スル」ことであり「軍国ノ大事」となることから、「宜ク熟ク慮リ深ク謀ラ」なければならぬ。

使節を派遣する前には、ロシアの「朝鮮連與ノ意ヲ絶タシメ」るための交渉を行い、朝鮮との戦争体制を構築し、内政を整備するなどの「順序目的」を定める必要がある。こうした「備ヲナサス今頓ニ使節ヲ發シ」て、「万一」の事態（戦争）になつたならば「悔ト雖追フヘカラサルナリ」。やむを得ず戦争に至る場合には、「基ヲ固クシ備ヲ」しなければならないのである。

国権回復（条約改正）の実現に向けた民力養成を当面の国家目標とした大久保は、「外事」（使節派遣）を「軽ク」行うことを批判する。「軽ク」行う「外事」にともなう対外戦争は、民力養成の阻害要因となるからである。朝鮮使節の派遣という「外事」そのものを否定しないが、それは日朝戦争に連なる可能性が大である。だからこそ使節派遣にあたっては、国際情勢（とくにロシアの動向）と国内状況を熟慮して、周到な事前策を施さなければならぬ。軽率な使節派遣（西郷の朝鮮使節論）は開戦に直結することから、何としても阻止しなければならない、と大久保は主張しているのである。ここには、日朝戦争という対外戦争は極力避けるといふ避戦論から、朝鮮使節

派遣問題をとらえるという基本的立場が確認される。

こうした観点から大久保は、具体的な朝鮮政策を提起していく。翌七四年一月二六日、大久保が大隈重信とともに台湾・朝鮮問題の担当者となると、征韓論政変時に西郷の使節派遣論を認めた三条大政大臣は、独自に「愚意」を作成して岩倉・大久保・木戸・大隈・伊藤らに示している。

三条の「愚意」である「魯国及朝鮮江使節ヲ派遣スルノ順序」⁽⁶⁾における朝鮮使節の内容は、次のようなものである。まず、使節派遣前に海陸軍人を派遣して朝鮮の形勢を「探偵」させ、日朝両国交際の情宜を「疎通」させる必要がある。そして、使節派遣にあたっては軍艦数艘を伴わせるが、決して「戦ヲ要スル」ものではなく「専ラ旧好ヲ修メ以テ国家善隣ノ誠意ヲ通セシムル」ことをめざす。しかし、万一朝鮮から「無謀」な攻撃を受けた場合には「臨機防禦」(応戦)は当然であるとし、さらに「征討問罪ノ拳」(開戦)におよぶことについては「予メ議スル」ことはなく、使節派遣前には海軍の準備をしておかなければならない。このように、平和的交渉を第一義とし、情勢探索のための軍人派遣や海軍準備などの事前策を挙げてはいるものの、「征討問罪ノ拳」を否定しないという、基本的に西郷使節派遣論と同様な強硬論(征韓論)であると言わざるを得ない。

こうした強硬論に対し大久保は二月一日、岩倉に三条は「少シク曖昧ノ御容子」⁽⁷⁾であると責め立て、翌二日に自己の見解を二点ほど付箋に書き入れている。一点目は、事前策としての探索者の派遣である。これは「大事」なことであるから、後日に意見書を提出する。二点目は、「征討問罪ノ拳」である。こうした軍事行動は、あらためて「廟議」を尽くすべきであり、使節派遣は「征討」(開戦)の決定があつてはじめて実行できるものである。

このように、現状では使節派遣は開戦に連なるという認識から、派遣にあたっては戦争の覚悟を決めなければならぬと言ふ。「征討問罪ノ拳」は閣議で評議すべきである、と日朝戦争の利害得失を熟慮したうえでの派遣でな

なければならないとする。使節派遣事前策の重要性の強調であり、西郷使節派遣反対論と同様の論理となっている。

二 使節派遣事前策としての宗氏派遣

三条「愚意」の事前策（探索者の派遣）に賛意を示した大久保は、それを具体化すべく二月初めに「朝鮮へ数名ヲ発遣スルノ旨趣」⁸を大隈重信との連名で提出し、次のように主張する。まず、朝鮮使節派遣自体は「既ニ廟議一決セリ」と征韓論争で決定したという前提に立つ。そして、使節の目的は「友国ノ公誼ヲ表シ旧交ノ誠意ヲ尽ス」と平和的姿勢に徹することにあるとしたうえで、その派遣前に朝鮮の「国情」・「兵備」・「版図ノ形勢」を探索するために数名を渡航させる。探索者は使節の名称を用いず、「旧誼」を棄てずに「旧情」を破らないことを「旨」とし、「和船」によって三〜五名を渡航させるべきである。こうした事前策は、外務省七等出仕森山茂の上申を受けられたものであり、「数名」とは前対馬藩主宗重正とその旧藩士である。⁹

明治初年以來、朝鮮外交の実務を担当してきた森山茂はすでに一月一日、「朝鮮国交通維持之方法ニ付上申」を寺島外務卿に提出し、宗氏派遣を要求していた。この上申で森山は、正式な「国使」派遣が困難なことから「一ノ彌縫策」として、朝鮮が「信シ且尊ム所」の宗氏を派遣し、国交樹立の周旋をさせるべきであると主張する。大久保提案に見られる「使節ノ名義」を用いず、なるべく「古風ノ体面」で「和船」により、随員は二〜三名にするということも森山の意見であった。

大久保は使節派遣を前提としつつその事前策として、予備交渉を目的とする宗氏派遣を打ち出したのである。使節派遣による日朝戦争を回避するための方策である。大久保は佐賀の乱を鎮圧するため二月一四日、佐賀に向けて東京を発つが督促し続け、宗氏派遣は四月上旬に決定された。そして、派遣を命じられた外務大丞（前対馬藩主）

宗重正は、「内呈」¹¹を提出し、次のような交渉方針を提起している。

明治初年以來、朝鮮との交渉がうまくいかなかったのは、朝鮮の「情二悖ル」ものであったからに他ならない。したがって、今までのような「唯二名義条理ヲ先トシ外務ノ順序ヲ追」うようなことを行えば、成功はおぼつかなく「遂二千戈ヲ動カス」ことになる。朝鮮の「疑團」を解くことが先決であり、そのためには朝鮮が「忌ムトコロ」(外務省官員の朝鮮駐在や外務省官員の隨行)は止めなければならぬ。そして、朝鮮の「請フ所」をしばらく許して、「応接ノ門」を開いて「朝意」を陳述し、外交は外務省が行うことになったことを説明し、その後以外務省官員を派遣して交際の「体式ヲ講明」しても遅くはない。国交樹立に向けて、強硬論を排した朝鮮側の「情」を配慮した提案である。

宗重正「内呈」がどのように処理されたのかは不明であるが、外務省の方針は次のようなものであった。宗氏の派遣にあたっては、使節の名義を用いず、宗氏の従来からの「縁故」をもって朝鮮に「通問」し、両国間の「壅塞」する事情を「開通」して、「交際隣交」の道を開くことの周旋を目的とする。朝鮮がわが国の「使臣」を「礼遇」するような形勢であるならば、あらためて宗氏に「使命」を発する。

征韓論政変後の大久保政権が打ち出した朝鮮政策は、日朝戦争に連なる使節派遣には慎重な態度で臨み、その事前策として朝鮮の信用を得ている宗氏による国交樹立へ向けての周旋工作であったのである。西郷隆盛ら「征韓派」よりも具体的な「征韓」を意図した政策である¹²、という評価は首肯できるものではない。

宗氏派遣は正式に決まったが、その実施は岩倉具視が四月一二日、佐賀にいる大久保に「朝鮮行之事は台湾行出發後に可申入通候」¹³と報じているように、台湾出兵後に予定された。しかし、大久保が東京を離れている間に西郷従道や大隈重信により、出兵方針が台湾領有論にもとづく植民地化の方向に転換されることになり、これに反対す

る木戸孝允が辞表を提出し、さらにアメリカ公使ピンガムの抗議によつて中止を余儀なくされるなど、台湾出兵問題は混迷を深めていった。¹⁵ 台湾問題の紛糾は、当然宗氏派遣計画を大きく狂わせることになる。

こうした事態を打開すべく、森山茂とともに朝鮮外交の実務を担ってきた外務省七等出仕広津弘信は、五月二日に「渡韓ニ付上申」を寺島外務卿に提出した。ここで広津は、なかなか実施されない宗氏派遣に先立って、七三年一二月の朝鮮における「癸酉政変」(攘夷路線の大院君政権から閔氏政権への転換)後の情勢を探索すべく、森山茂を朝鮮に派遣すべきであると主張している。この上申は採用され、五月一五日に森山茂に派遣が命じられ、三条太政大臣の指令が与えられた。指令には、「日本船」を用いてなるべく朝鮮の「嫌疑」に触れないように注意し、宗氏派遣の可否を「探索」せよとある。¹⁷

六月一四日に釜山に到着した森山は早速探索を開始し、六月二二日に宗氏を派遣すれば「何分力其目的ヲ達シ其端緒ヲ得ヘキ時」となるので、速やかなる宗氏派遣の決定を要求する。¹⁸ 森山報告を受けた寺島外務卿は八月一日、三条太政大臣に宗氏派遣の決定を求めるとともに、「渡韓手續伺」・「応接端緒手續案」・「委任権限案」・「委任状案」を送っている。¹⁹

宗氏派遣の目的は、「応接端緒手續案」の次の文言に端的に示されている。

無庸ノ弁論ニ月日ヲ空過センヨリハ寧口既往ノ事ニ拘泥セス某旧誼ノ情好ヲ先トシ穩ニ制度改革ノ現実ヲ懇論シ更ニ端緒ニ就クニ如カス若夫ノ端緒ヲ得テ我好意ノ幾分ヲ了解セシメ使節互ニ相往来スルノ日ニ至ルニ及ンテハ嚮ニ彼力論難セシ至尊称号等ノ事ハ漸ヲ以テ領悉承服セシムル亦易々タルヘキ儀ト愚案仕候

宗氏と朝鮮との伝統的關係(旧誼ノ情好)を前面に押し立て、明治初年以來の「無庸ノ弁論」はなさず、穏やかに維新変革の現状を「懇論」して、国交樹立の「端緒」を得ることが派遣目的である。この「懇論」により朝鮮が

日本の「好意」を少しでも了解して、「使節」が往来するようになれば、今まで朝鮮が論難していた「至尊称号等ノ事」(「皇」・「勅」問題)は解消するであろう。寺島外務卿の宗氏派遣論である。

二 森山茂の交渉

一 宗氏から森山茂へ

朝鮮から早急の宗氏派遣を督促していた森山は八月二三日、宗氏派遣が困難ならば自ら交渉にあたることを寺島外務卿に申し出て「略見込書」を送っている。「略見込書」は交渉方針を記したものであり、そこで森山は日本からの外交文書のみ「皇勅」の文字を使用すること、外交文書は先ず外務卿と礼曹判書、外務大丞と礼曹参判との間で取り交わす、いわゆる政府等対論での国交樹立方針を主張している。その後森山は、八月二八日に朝鮮暗行御使(国王が任命する地方監察官) 随行の三名と会見し、朝鮮官員(訓導)と「熟議」すること、外務卿と礼曹判書および外務大丞と礼曹参判と「等対の例」を設け、「使員」を往来させることなど、国交樹立に向けての朝鮮側の意志を確認している。²¹⁾

こうした接触を経た八月三一日に森山は、次のような上申を寺島外務卿に送っている。朝鮮側が国交樹立交渉に前向きな姿勢を示し、訓導も会談に応じようとしているので宗氏派遣にはおよばず、「小生担当必ス一小局ヲナシ上申可仕候²²⁾」。外務省の方針である宗氏による交渉を無用とし、森山自ら交渉に乗り出すというのである。宗氏派遣の目的は交渉の「端緒」を得ることにあつたことから、朝鮮側の柔軟な態度により宗氏派遣の必要性はなくなつたと言えよう。そして、森山は寺島外務卿の指令を待たずに交渉を始めてしまうのである。

九月三日、森山茂は朝鮮訓導玄普運と会談した。明治初年以來、朝鮮官員が日本官員と行った最初の公式な会談である。ここで森山は、「略見込書」で提起した交渉方式（外務卿と礼曹判書間および外務大丞と礼曹参判間の外交文書の交換）を訓導玄に示し、その回答を待つこととした。九月二八日、訓導玄は森山を訪ねて、森山提案を受け入れるという朝鮮政府の回答を伝えた。それは、政府等対論による外交文書の交換であった。これに対し森山は一〇月一日、訓導玄に五〇日以内に外務卿・大丞の文書をもたらすことを約している。ここに、外務卿と礼曹判書間の文書交換を定めた後、「修好条規ニ及フ」と森山が寺島外務卿に報じたように、²³⁾日朝両国は国交樹立に向けて動き始めることになった。

森山の独断で開始した交渉に対し寺島外務卿は、一〇月二日に三条太政大臣に次のような伺を出している。森山と訓導が「公然面接」し、森山提案に対し朝鮮政府が回答することを確約したことは、「累年尋交阻塞の道今日始めて相開け候趣」である。「現出張官員」によって「尋交の端緒」を得たのであるから、宗氏派遣は見合わせて「此際不失其機不都合無之様」朝鮮政府の回答をもって、森山を報告のためいったん帰国させ、その後の事務は広津弘信に引き継がせたい。この伺は一〇月七日に裁可される。宗氏から森山へ交渉役が正式に変更されたのである。

ところで、森山の独断による交渉が行われた八月から九月は、台湾出兵問題で清国との軋轢が表面化し、大久保利通が清国へ渡って交渉を行っていた。この時期における最大の外交課題は、朝鮮問題ではなく清国との交渉であった。

二 森山交渉の本格化

森山が交渉経過を報告するために釜山を発つたのが一〇月六日、東京に着いたのは一〇月二四日である。そして、報告書を提出したのが一〇月二五日であり、その翌々日の二七日に太政大臣邸で岩倉と参議一同が朝鮮問題を「評議」⁽²⁸⁾しているが、その内容は不明である。なお、日清両国間互換條款が調印され、台湾出兵問題の決着をみたのが一〇月三一日、大久保が清国から帰国したのが一月二七日である。

朝鮮との本格的な交渉を行うことになった一二月（日は不明）、その担当者に予定されている森山茂と広津弘信は連名で、寺島外務卿に「朝鮮国ハ何等ノ国ト可見認哉ノ議」⁽²⁹⁾と題する意見書を提出している。森山・広津はこの意見書で、今後来訪する朝鮮使節への対応を決めなければならないとし、その前提として現存する清朝宗属関係にどのように対処すべきかを問題とする。「何等ノ国」と見るかとは、「独立国」なのかそれとも「半属国」なのかということであり、それは日本の「名譽利益」のみならず、将来の「進歩」に関わるものであるとする。

「半属国」（清朝宗属関係の承認）と見ることは、清国の影響により日本が朝鮮を「開化」に導く「障碍」となり、国交を樹立しても「僅少」の商路を開くにとどまる。また、日本が朝鮮の「上国ノ名」を占めるが、それは「虚名」であり実際は清国管轄の「一地所」に帰するだけである。一方、「独立国」と見ることは、西洋国際法に基づくことであり、修好条約を結んで全権公使を駐留させることである。清国との宗属関係を絶ち切ることにより、朝鮮が西洋諸国と戦争になるような場合には日本に「依頼」するようになり、徐々に日本が朝鮮の外交権を握るようになるであろう。

このように論じて森山・広津は、「半属国」と見ることは将来の「進歩」が困難となる「最下ノ交際」であり、「独立国」と見ることで国交を樹立すべきであり、それが将来朝鮮に日本の影響力を増大させることになる。このように、清朝宗属関係の断絶を主張するものである。しかし、その早急なる実現は朝鮮の「情」や日本国内の

「大勢」を勘案すれば困難であることから、現状での当面の方策を次のように提起する。

朝鮮使節の資格は問わずに明治維新の「祝賀使」として来日させ、日本の現状を「見聞」させることを主とし、さしあたっての「節目」はその時々に応じて仮に定めるようにする。その間に使節を交換して徐々に「商路」を開き、「内外の大勢」を洞察させた後に修好条約に論及する。将来的には西洋国際法に準拠し、清朝宗属関係の断絶をはたさなければならないが、現状では困難なことから宗属関係を温存することによって、国交樹立を図ろうというものである。

なお、森山は一二月二八日、外務少丞に任じられて理事官として朝鮮国派遣を命じられ、翌七五年一月には外務省六等出仕広津弘信が副官となっている。

七五年一月（日は不明）、寺島外務卿は前述の森山・広津の二二月意見書を三条太政大臣に提出し、そこでは「独立国」とみなすべきであるという意見を付していた。²⁷しかし、その後の一月一八日に寺島外務卿は、三条太政大臣宛伺で次のように言う。これまでの徳川氏との交際体裁と「清国関係の義」を「熟考」するならば、直ちに「独立」なのか「半属」なのかと確定することは非常に困難である。したがって、宗属関係に抵触しない政府等対論によって、外交文書を交換すべきである。外務省としても、清朝宗属関係を早急に打破することにまで、踏み込むことはできなかつたのである。

清朝宗属関係を温存せざるを得ないことから寺島外務卿は一月三二日、森山茂に与える「応接心得方御指令案」²⁸を三条太政大臣に送って裁可を求めている。朝鮮側が「独立」もしくは「清国ノ属藩」と称えたならば、どちらの場合も政府に上申して指令を待て。朝鮮側が「独立」も「清属」も論ぜず、朝鮮国王と太政大臣または礼曹判書と外務卿との間の国交を結びたいということを申し出てきたならば、その意を了承する趣をもって返答せよ。この

「指令案」は裁可され、二月二日に三条から森山に与えられた。宗属関係には触れずに国交樹立を図ろうとする方針の現われである。そして、同二日には寺島外務卿の森山に対する「委任状」と「心得方」も与えられた。前者には「我邦ト朝鮮國ト善隣ノ誼ヲ表」するのが任務であり、後者には来訪を要請する朝鮮使節は「尋旧講新」のためである、とそれぞれ記されている。寺島も森山に国交樹立を賭けたのである。

ところで、森山と広津は朝鮮行きにあたって、交渉は必ずしも順調に進むとは限らないと考えていた。一月三三日、兩名は三条太政大臣に意見書を提出し、朝鮮の「変詐」は測ることができず、とても「文明國ト同視」することはできなく、もしも「朝三暮四」によつて我々を「困滯」させるようなことがあつたならば、政府は「声援」をなして「保護」を加えて欲しいと訴えている。「声援」とは当然、軍艦派遣による威圧的軍事行動である。また、兩名は交渉に入つた直後の三月五日付清國公使柳原前光・外務少輔山口尚芳宛書簡で、朝鮮は「狡猾曖昧」であるから「多少の声援」を要請することもあろうと述べている。しかし、こうした軍事的威圧策の要求に対し、政府は具体的な指示を与えることはなかつた。

三 交渉の決裂

二月二四日に釜山に到着した森山・広津一行は、早速訓導との交渉を開始した。しかし朝鮮側は、接見の饗宴における洋装と会場の正面通行という森山の要求に難色を示し、外交文書の日本文使用などを非難し、交渉は暗礁に乗り上げた。そこで森山は四月一日、寺島外務卿に情勢報告のために広津を帰国させるとともに、「声援」という軍事的威圧を再度要求した。また、帰国した広津も四月二三日に建議（宛先欠）を提出し、森山が要請した「声援ノ事」は今が好機会であり、「間髪ヲ容レサル」の時であるから、「海路ヲ測量」するとして「軍艦」一―二隻を

派遣するという「英断」を「切願」している。³⁴

こうした要請をうけた外務省は、四月二五日に森山らへの指令案の伺を三条太政大臣に提出している。四月二九日に裁可された寺島外務卿指令³⁵は、次のようなものであった。朝鮮側が接見延期を申し出てきて、それが「情理」に背かないならば受け入れること。朝鮮側が国交樹立に向けた「有権」の使節の派遣に難色を示したならば、明治維新を祝賀する使節であつてもとにかく来日させること。もし、祝賀使の派遣も拒むようならば、さらに日本から使節を派遣すること。こうした方針で談判せよ。穏和的・妥協的な交渉方針の指令である。

なお、海軍大輔川村純義は五月四日に「対馬国より朝鮮国海路研究」を目的として、軍艦二隻（雲揚・第二丁卯）を派遣することを三条太政大臣に届け出ている。森山・広津の「声援」要請に応えた軍艦派遣であるが、交渉担当者の森山らへの指令にみられるように、政府の基本方針は強硬策を避けた穏和的・妥協的なものであった。

妥協的方針を指示された森山であつたが、洋装問題では非妥協的態度を貫き交渉は紛糾した。日本の服制を論難するのは日本の制度に「干与」することであり、それは日本の国家主権を侵すことであり、断じて認めることはできない。森山の主張である。³⁷しかし、「大日本」呼称問題と朝鮮の清国年号使用問題については、妥協的方針で臨んでいる。この二つの問題に関する森山の問い合わせに対し、寺島外務卿は六月（日不明）に次のような指令案³⁸を作成している。「大」の文字は、朝鮮が強いて「嫌忌」するならば用いなくてもよい。朝鮮の清国年号の使用は、清の「藩属」となり「自主独立ノ国」でなくなり、日本と「並行対頭」の礼をとることができないという「理」を了解させよ。この「理」を悟れば朝鮮は、清国年号の使用を求めないであろうが、それでも使用を主張するならば認めてもよい。

こうした妥協的方針でも埒らない交渉の実情を「尋問」するために、「海路研究」を名目として軍艦雲揚が釜山

に入港したのが五月二五日である。森山らの要請に応えた軍事的威圧策であり、森山も朝鮮の「黠策ヲ擊破」するものと期待した。⁽³⁹⁾さらに、六月二日には軍艦第二丁卯も釜山に入港した。しかし、朝鮮の対応は変わらずに六月二四日、訓導は森山に接見の饗宴は「新服ニテハ断然許施スヘカラス」という朝鮮政府の決定を伝えた。⁽⁴⁰⁾この決定に接した森山は、七月二日に交渉決裂と捉えて帰国を決意し、指令を仰ぐために広津を先に帰国させた。帰国した広津は、朝鮮の強硬的態度の背景には清国の動向があるとして、七月一四日に「廟堂」の参考に供するために「清韓關係見込」⁽⁴¹⁾を記して、次のように主張している。

昨年九月、外務卿の文書を送れば朝鮮はこれに應える使節を派遣することに同意し、「新盟条約講明ノ期」に至ることになり、今年に入り理事官森山らが赴いた。ところが、朝鮮は接見を遷延しついに「我服色ニ異難ヲ起シ剩ヘ他国ノ制度上ニ可否ノ嘴ヲ容レ」、理事官の接見を拒否して昨年の約束を踏みじった。何故、このように態度を変えたのであろうか。交渉中に朝鮮側が清国年号の使用や大日本の「大」の文字を問題視したことは、「近年」清国と「協議」したからではないのか。昨年は日本を「懼レ」て「客」し、今年は「侮リ」て「拒ム」原因は、清国との関係にあると思われる。国交樹立が不可能になったばかりでなく、日本を「輕侮スルノ状」がいよいよ加わり、清国に「依頼スルノ情」はますます堅くなっている。

このように朝鮮硬化の原因を清国との宗属関係に求めることは、森山にあつても同様である。森山は七月一日、寺島外務卿に速やかなる退去命令を要請したが、そこでは朝鮮が清国への「倚頼心を結び以て我に背反の因を起すに至る」のではないかと述べている。⁽⁴²⁾

清朝宗属関係を重視する広津は、今後の方針について七月一九日に「朝鮮国駐劄理事官進退ノ議」⁽⁴³⁾を作成し、前述の「清韓關係見込」とともに翌二〇日、岩倉右大臣に提出している。ここで広津は三項目を挙げて政府の指令を

求めている。第一は理事官の退去、第二は不退去、第三は退去・不退去に関わらず清国に照会すべきことである。第一で退去後は軍人（陸海軍大佐）を派遣して交渉の「端」を開く、という軍事力を前面に押し立てる方策を提起しているが、主意は清国への照会を優先すべきであるという第三にある。その第三で広津は次のように言う。今後の日朝關係を論ずるにあたっては、「清韓兩國互ニ依頼庇護」する「厚薄深淺」をはかる必要がある。そのためには朝鮮との交渉について、清国へ照会することが「最緊要」となる。この照会により清国は必ず朝鮮に働きかけるので、その時の朝鮮の「挙動如何」を察するのである。これによって清朝兩國の「内情」を知り、今後の朝鮮に対する「寛猛緩急」を謀るようになれば「誤策」の憂いはなからう。

朝鮮との交渉実務を担当していた森山・広津は、今後の朝鮮政策の策定にあたっては清朝宗属關係を考慮に入れる必要性を強調し、具体的には朝鮮問題を清国に照会することを訴えていたのである。

こうした要求に対し、政府は敏速な対応を示すことはなかった。しびれを切らした広津は森山との連名で八月一八日、寺島外務卿に方針確定を要請する上申書⁴⁴を提出し、次のように述べる。過日「反復熟考」の方策を提案したところ今朝「示教」があった。しかし、それは少し「支吾」するところがあるので、「廟堂」で直接「愚考」を上陳したい。それは、将来「遺憾」の無いよう議論を尽くしていただきたいからである。この上申書によれば、広津らは外務省の「示教」（方針）に異を唱えているのである。「示教」の具体的内容は不明であるが、森山・広津が主張する清国への照会には消極的だったのであろう。また、在朝鮮の森山は九月三日に在留か退去かいずれにしても、従来からの主張である「背反の事證」を朝鮮に突きつけるという強硬策を要求するが、外務卿寺島は同日退去の指令のみ発している。⁴⁵

政府は交渉決裂により森山に帰国命令を出すのみで、清国への働きかけや朝鮮に対する強硬策などを打ち出した

わけでない。政府は、森山交渉が頓挫したことから、今後の朝鮮政策について明確なる見通しを持ってなくなつたのである。こうした状況下で宗重正外務大丞は、自ら交渉の任にあたることを申し出る。一年前に見送られた宗氏派「遺論の復活である。宗重正は「内呈（宛先欠）」で次のように言う。昨年の内命のように使節の名義を用いずに朝鮮に渡り、「文字其他枝葉ノ論」はしばらくおいて、朝鮮の要求で可能なものは受け容れて「尋盟ノ実」をあげ、その後に「官吏」（使節）を派遣して国交樹立をはかることは「恥」ではない。しかし、政府が再度宗氏派遺策を採用することはなかった。

三 江華島事件後の朝鮮政策

一 江華島事件の対応

前述のように「海路研究」を名目に軍艦雲揚が釜山に入港したのは五月二十五日であり、その後朝鮮東海岸の航路を終えて釜山に戻つたのが六月二十九日、長崎に帰つたのは七月一日であつた。帰国後艦長井上良馨は、七月中（日付けは不明）に報告書^①を提出し、次のように述べている。理事官森山から釜山で交渉決裂の経緯を聞いたが、朝鮮が「反覆無信シテ失礼」なることは言語に絶えない。このような「失礼ノ国」をそのままにしておくことは、日本の「国威」に関わるので「討タザル」を得なく、「兵ヲ以」攻める他ない。また、朝鮮は日本にとって「要用」の地であるから、「我有」とするならば「国礎」を強くし、世界に「飛雄スルノ階梯」となる。このたびの交渉決裂は、朝鮮を攻める「名義」となり実に好機会である。決して「強盛」な国ではないので、台湾出兵よりも「手輕ニシテ入費」も少なくて実行できる。日夜「出兵」の指令を待つのみである。

雲揚艦長井上良馨は、朝鮮領有をも意図する征韓論を抱いて、朝鮮との戦争を渴望していた人物なのである。この井上に再び「海路研究」の指令が出されて雲揚が長崎を出発したのは、森山に帰国命令が発せられた後の九月二日であった。⁴⁸ 同月二〇日、雲揚からポートを下ろし「測量及諸事検搜」と朝鮮官員との会談のため、江華島に接近したところ「突然」砲台の「大小砲」から「乱射」を受けた。ポートに用意していた「小銃」で応戦したが、砲台からの「発砲」が「一層過烈」なことから、ひとまず雲揚に帰り着いた。翌二一日、「発砲」をこのまま捨て置いていたならば日本の「国辱」となり、軍艦の職務を欠くことにもなることから、その「罪ヲ攻ントス」と艦長井上が一同に申し渡した後、「戦争用意」をした雲揚が第三砲台を攻撃し、その後第二砲台に上陸して焼き払った。さらに二二日にも「戦争用意」をして第一砲台を攻撃し、上陸し焼き払って「鑿殺スルコト」は簡単であったが、逃げ去る者は見逃し、大砲などの武器を押収し勝利の「酒宴」を開いた。そして、残った大砲の積み込みが終わったのが二三日である。

いわゆる江華島事件であるが、三条太政大臣が「朝鮮一件意外之事」と述べているように、政府首脳部の関与していない「戦争」であった。しかし、「偶発的事件」とみなすことはできない。それは、朝鮮側の「発砲」に対する報復としての軍事行動であり、井上が待ち望んでいた「戦争」であった。元老院議員佐佐木高行は、江華島事件につき次のように記している。

今般ノ事件モ必ズ吾レヨリ求メタリト思フナリ、其子細ハ、兼テ釜山海ノ外海岸ヘ猥ニ行ク間敷次第アル事ナレバ、其約束ニ違ヘテ乗込ミタルベシ、艦長井上氏出帆ノ前、彼ヨリ萬一発砲等スレバ幸ト、密ニ同志ニ咄シテ出デ行キタルコトハ、或士官ヨリ親シク聞ク處ナリ、兎角士官連ハ国家ノ大事ヲ思慮セズ、自分々々ノ栄名ヲ貪ルコトナリ、又勢弱ル藩士等ノ為ニ、無余儀暴拳ヲナス事、今二初メヌ事ニテ、実ニ可愛コト也⁵¹

強硬な征韓論者である井上は、朝鮮側の「発砲」を「幸」と期待して江華島に接近しているのである。まさしく、井上による「吾ヨリ求メタ」挑発的行動にほかならない。

事件を報ずる長崎県令宮川房之の電報が政府に届いたのは、九月二八日である。翌二九日に早速閣議が開かれ、当面の措置として「人民保護」のため軍艦一隻を釜山に派遣することが決定された。⁽⁵²⁾ 江華島事件について最も積極的に対応したのが、木戸孝允である。木戸は同二九日、井上馨・山県有朋・大久保利通・伊藤博文に「意見」を述べている。「意見」とは、同日付の伊藤宛書簡によれば清国と朝鮮への使節派遣であり、木戸自ら使節となることである。木戸使節は、当初大久保の同意が得られなかったが、伊藤や井上の説得により大久保も一〇月一日に同意し、木戸は同月五日に使節派遣の意見書を三条太政大臣に提出する。

従来の研究では、木戸意見書が後の黒田使節に連なるものと理解されてきたが、はたしてそのように言えるのであろうか。木戸意見書の要点は次のようになる。

第一は、民間の征韓論が沸騰する前に政府の方針を確定すること（「今ヤ天下ノ議者必ス粉々競ヒ起ラントス政府予メ一定ノ廟略ヲ立ヲ以テ其義務ヲ尽シ其實ニ任セスンハアル可ラス」、「略ヲ定ムルニ形勢情理アリ事ヲ施スニ先後順序アリ徒ニ世ノ議者ノ慄慄ナル論議ニ従ヒ其流ヲ逐ヒ其波ヲ揚ク可ラス」）。

第二は、戦争回避を基本方針とし、そのために清朝宗属関係のなかで解決を図ること、具体的には朝鮮よりも先ず清国に使節を派遣し、清から朝鮮に謝罪させること（「直ニ兵ヲ加フ可ラス朝鮮ノ支那ニ於ル現ニ其正朔ヲ奉セリ……我朝鮮ノ顛末ヲ挙ケ一タヒ之ヲ支那政府ニ問ヒ其中保代弁ヲ求メサル可ラス支那政府其属邦ノ義ヲ以テ我ニ代テ其罪ヲ誚メ我帝国ニ附スルニ至当ノ所置ヲ以テセシメハ我亦以テ已ム可シ」）。

第三は、清国が仲介に同意しないならば、朝鮮に使節を派遣して直接謝罪を求めること（「支那政府中保代弁ス

ルヲ肯セスシテ之ヲ我帝國ノ自ラ処弁スルニ任セハ我乃チ始テ其事由ヲ朝鮮ニ詰責シ穩当ノ処分ヲ要ス可シ。

第四は、朝鮮が謝罪を拒否するならば戦争となるが、その場合は周到な準備が必要であること（「彼（朝鮮）若シ終ニ肯ンセサレハ其罪ヲ問ハサルヲ得ス……用兵ノ道ハ必ス之ヲ彼我ノ情形ニ視サル可ラス則我會計ノ贏縮攻戦ノ遲速必ス其宜シキヲ権リ以テ万全ノ地ニ立サル可ラス」）。

木戸が問題としたのは征韓論の高揚による日朝戦争である。そして、戦争回避の立場から朝鮮に対して、何よりも謝罪を要求するものであり（「事由ヲ朝鮮ニ詰責シ穩当ノ処分ヲ要ス」）、国交樹立を直接の要求事項として掲げているわけではない。この意見書の提出以前の九月二十九日付井上馨宛書簡で「政府之目的不相定互に危疑いたし候内世之上議論如沸にしてませかやされ候而は遺憾至極と相考へ」と、また提出後の一月一日付内海忠勝宛書簡で「世之標輕なる議論にも随かわれ申間敷候」と述べているところに、民間の征韓論に対する危機感が表れている。

なお、木戸は江華島事件を「我より戦をもとめ候勢」（前掲井上馨宛書簡）、「我より求め候次第」（前掲内海忠勝宛書簡）、と雲揚（井上良馨）の挑発的行為であるとみなしている。そうではあれ、「幸に海陸軍確乎と不相動作去是も朝鮮之一条等に而も不問に置き曖昧に陥り候而は所詮維持は出来不申」と一月二十四日付榎村正直宛書簡で述べているように、木戸は征韓論の再燃が陸海軍を突き動かすことを警戒しているのである。それは戦争回避論からの懸念に他ならなかった。

清国への使節派遣を優先させたことも避戦論の立場からであるが、元老院議員佐佐木高行も同様な見解を記している。「今日ノ形勢ニ付猥ニ戦争ヲ不好ナリ、因ツテ、速ニ支那へ使節ヲ立テ、談判ノ手續ヲナスベシ、朝鮮国ハ先ヅ支那ノ附属国ノ如キ事ニテ、既ニ朝鮮ヨリ支那へハ役人モ出張セル由ナレバ、支那ニ於テ能々情実ヲ相通ジタ

ル上ニテ可然ト思フナリ」。

木戸の提案は基本的に政府内の合意を得たものの、一〇月二四日に大久保が木戸に「朝鮮事件ニ付猶着手順序等……何卒速ニ御取究り被為在度」⁽⁵⁹⁾と要請しているように、具体的な「着手順序」は決まらなかった。大久保は、三条太政大臣に「目的」についての「愚意」を一〇月二三日に披瀝し、「愚存」を一〇月二八日に「詳細申上げ」、伊藤がこれに同意したのが翌二九日である。⁽⁶⁰⁾この間、一〇月二七日の三条邸での閣議は江華島事件を「不問ニ置ク可ラス」と、木戸意見書の要点である朝鮮への謝罪要求を決定している。⁽⁶¹⁾

大久保の「愚意」・「愚存」に関わるものとして、「岩倉公に呈せし覚書」と題する文書がある。そして、その八項目の一つに「軍国ノ政ヲ施布」する、と戦争準備の必要性を示す項目がある。しかし、それは無闇な開戦論ではなく、大久保にあっても根底は避戦論である。戦争準備をしているから開戦の意図があった、と即断することはできない。大久保は、朝鮮政策の「不拔之根軸」を確定して、「衆説ニ拘ハラス勢ヒニ動」せず「方略ヲ一定」する重要性を強調しており、戦争準備はそのなかでの想定である。そして、「陸海軍ノ方向ヲ一ニシ士官以下兵士ニ至ルマテ政府之命令ヲ遵奉セシメ上ヲ凌キ衆ヲ動シ粗暴ノ挙無之様速ニ処分ノ事」という一項目を設けて、陸海軍の「粗暴ノ挙」を抑え込むことに意を注いでいたのである。なお、「使節ノ談判ヲ要シ問罪ノ師ヲ差向ケラル、」と「問罪」の軍隊出動を記している。しかし、これも朝鮮が友好的態度をとるかどうかを見極めるためであり、さらには朝鮮の領有を意図するのか、朝鮮の「開化」を誘導するものなのか、という朝鮮政策の「大目的」を確定することに主眼があるという文脈のなかでの記述であり、大久保自身の見解（意図）として朝鮮領有論を記しているのではない。

二 朝鮮使節派遣の決定

一月一日、三条邸での閣議で「朝鮮一條着手順序」⁽⁶⁵⁾が議題となり、「朝鮮使節支那へ人員派遣」が「粗決議」となった。そして、朝鮮使節は木戸に内定していたことから、清国へ派遣する「人員」として森有礼外務少輔が選ばれる。一月八日に大久保が森を訪ね、「朝鮮事件ニ付支那行ノコト」を話し合い、森は一〇日に特命全権駐清公使に任命される。

木戸が主張した清朝宗属関係の重視による、清国との交渉優先策としての公使派遣である。一〇月の木戸意見書によれば、先ず清国と交渉し宗主国としての責任を問ひ、清国の返答（朝鮮に対する仲介の拒否）を得てから、朝鮮に使節を派遣して謝罪を求めることになっていた。しかしながら、森公使が北京に向け東京を發つのが一月二四日、清国との交渉を始めるのが翌七六年一月一〇日であり、後述のように朝鮮使節（黒田清隆使節）が品川を發つたのは同年一月六日である。このように清国との交渉を始める前に朝鮮使節は派遣されており、木戸意見書の方針は変更されたのである。

清国臨時代理公使鄭永寧は一月四日、すでに一〇月一二日に江華島事件を清国政府に通知した旨を寺島外務卿へ報告している。⁽⁶⁶⁾この報告に対し寺島は一月一五日、鄭臨時代理公使に「朝鮮清国と関係の有無に付て」は「未だ確乎清国の藩属たる処を認得不致儀に候へは朝鮮との事件は固より清国には不相關ものと見做可然筋」であることから、清国より「問及」がないならば日本から「報明」することはない、という訓令を送っている。⁽⁶⁷⁾この訓令によれば一月一五日には、江華島事件の処理は清国とは「不相關のもの」、すなわち朝鮮を独立国家とみなして、朝鮮との直接交渉に乗り出すことにしている。一〇月下旬から一月上旬、木戸意見書の方針は変更されたと考えられるが、その経緯は不明である。そして、一月二〇日に寺島外務卿から森公使へ出された指令には、清国に仲介

を求めるのではなく、朝鮮使節の派遣趣旨を清國に報知せよ、と記されているのみである。

それでは、方針が変更された後の朝鮮使節の任務は、どのようなものであろうか。まず、前述の森公使に与えられた十一月二〇日外務卿指令^⑧は次のように言う。森山交渉の拒絶と江華島事件を理由とする朝鮮使節の派遣であり、その任務は「一面ハ江華島ノ事ヲ問ヒ被ル所ノ暴害ノ補償ヲ求メ一面ハ益懇親ヲ表シ彼ノ要領ヲ得言好二帰シ以テ三百年ノ旧交ヲ続カシメント欲ス」。江華島事件の謝罪・補償と国交樹立の要求である。木戸意見書では直接主張されていなかった、国交樹立要求がここで明確に打ち出されているのである。

江華島事件の謝罪・補償とともに国交樹立要求を説いているのは、法律顧問ポアソナードである。朝鮮使節の任務について諮問を受けたポアソナードは、木戸意見書が提出される前の九月三〇日（もしくは一〇月一日）、次のような意見書を記している。使節の「職務」は二つあり、一つは「朝鮮ヨリ行フタル凌辱ノ償補ヲ要ムル」ことであり、もう一つは「宗氏以来ノ旧交ヲ継ギ或ハ之ヲ継カント謀ル」ことである。そして、交渉においては初めて「償補」要求を次いで国交要求を「披歴」し、国交樹立という「大節目」に応じれば、「雲揚艦ノ報償」は「調和」し易いことを朝鮮に理解させることを目的とする。したがって、使節は将来の「和交」を棄てることはないという「意」を示しつつ、まず「報償」を求めるべきである。このように、補償要求は国交樹立を実現する交渉手段として位置づけられている。補償要求を第一とする木戸意見書とはさらには、二大要求を並列的に掲げる森宛十一月二〇日外務卿指令とも異なるものであった。ポアソナードの意見は、後の黒田使節の任務に反映されることになる（後述）。

また、江華島事件後の朝鮮の内情探索のため釜山に派遣され、十一月三日に帰国した森山茂外務少丞は広津弘信との連名で翌四日、「特ニ大使者朝鮮國江華島ニ派シ彼國隣誼ニ悖リタル罪ヲ問フノ議^⑩」を寺島外務卿に上申して

いる。この上申で森山・広津は、江華島事件という「妄発」のみならず、森山交渉の拒絶という「背約」も「罪」として問うべきである、と主張する。そして、「大使」の任務は両「罪」の謝罪要求とともに、さらに「両国ノ親睦ヲ敦フシ条約」を結ぶ要求を朝鮮につきつけることであるとす。謝罪と国交樹立の要求となっており、森宛 一月二〇日外務卿指令はこの森山・広津上申を基に作成されたものと推察される。ただし、「背約」謝罪要求は取り入れられていない。

なお、この上申は「大使」派遣に先立ち「先報使」（「大使」派遣の予告）として、外務省官員を釜山に遣わすことも提起している。これは採用されて一月二五日、外務省六等出仕広津に「先報」として朝鮮派遣の命が出される。

ところで、一月二〇日外務卿指令を受けた森は二二日、謝罪と国交樹立の要求という方針は政府「自害ノ政術」であり、「拙策ノ最拙」であると厳しく批判している。⁽¹⁾

この指令が出される前の一月一四日、森は「朝鮮等へ関係の一条に付意見」を「陳述」し、次のような朝鮮との交渉方針を提起していた。朝鮮を「独立国」と認める立場からの交渉をすべきである。朝鮮に要求する具体的事項は、海難防止のための沿海測量の許可、必要物資の獲得と漂流民保護のための二港開港（江華島と北海）の二項目で十分である。国交樹立要求と江華島事件の謝罪要求は、「副言」として「主意」とすべきではない。さらに、森山交渉の拒否と江華島事件を「名義」とする使節を派遣してはならない。朝鮮は「独立国」であるから国交を拒否する権利があり、江華島事件は「暴ニ対スル暴ヲ以テ」起こったものであり、ともに「公法」上からみれば朝鮮側にのみ非がある、とみなすことはできないからである。この「条理」を無視して、「妄ニ朝鮮ニ事ヲ起ス」のは「自棄自害」の政策である。⁽²⁾ 森は国際法（「公法」）の観点から、国交樹立と江華島謝罪の両要求を批判していたの

であつた。

森が北京に向けて東京を發つた一月二四日、岩倉具視が大久保宛書簡で「朝鮮着手順序、森議論実ニ尤と存候 吳々御賢考」と申し入れていることから、森の主張は一部受け入れられたようである。翌七六年一月五日に北京に着いた森は、早速イギリス公使ウエードと面会した。ここで森はウエードに対して朝鮮使節の任務・目的は、江華島付近「一所」の開港、「沿海測量」の許可、日本国「国書」の受理（国交樹立）という三項目が「主意」であると述べた、という旨を太政大臣・右大臣・外務卿に一月一三日に報告している。このウエードへの説明によれば、森が批判した二点のうち、国交樹立は残されたが、江華島事件の謝罪・補償は「主意」から取り下げられている。前述の一月二〇日外務卿指令の方針は、一部変更されたものと思われる（経緯は不明）。ところが、こうした方針も再度修正されることになる。

三 黒田特命全權弁理大臣の派遣

朝鮮使節に名乗りを上げていた木戸が、一月二〇日に持病が悪化し（「脳痛」と左足の麻痺）、歩行が困難になったことから、特命全權弁理大臣に黒田清隆が、副使には井上馨がそれぞれ任命された。そして、使節の任務は伊藤博文が立案し、大久保と木戸の協議によつて二月上旬には決定され、二月二七日に黒田に「訓条」・「内諭」として与えられた。

「訓条」には、先ず江華島事件に対する「相当ナル賠償」要求が掲げられ、謝罪・補償が復活している（第一項目）。しかし、それは絶対的要求事項となつてゐるものではない。黒田使節の任務は、「彼我对等ノ礼」による「和約ヲ結フコトヲ主」とすることであり、朝鮮側が国交樹立と貿易を認めるならばそれを「雲揚艦ノ賠償」とみな

し、「承諾」することとしている（第三項目）。あくまでも平和的な国交樹立が最大の目的となっており、江華島事件問題は国交と通商を獲得するための交渉手段として位置づけられている。こうした位置付けは、前述のポアンナード意見書にすでにみられていたものである。前掲田保橋濼「近代日鮮関係の研究」上は、この方針を「木戸参議の主張を全面的に採用したもの」（四二六頁）と評価しているが、一〇月の木戸意見書は前述のように江華島事件の謝罪を第一義としており、「訓条」では「木戸参議の主張」は修正されたとみなすべきである。

木戸は前述のように一二月下旬以降病床にあつて、一二月一三日付吉富簡「宛書簡では「寒冷に而は左足も益不自由あたまも彌あしく誠に困却」しており、「朝鮮一條も廟議彌決定之由に而小生は此節不快に付巨細之事は不承候」と述べている。⁷⁹この書簡によれば木戸は体調不良により、「訓条」の「巨細」のことには関与できなくなっており、最終的には伊藤・大久保の「訓条」方針に同意したのであろう。

なお、「訓条」には、朝鮮側が「暴挙ヲ行ヒ我政府ノ栄威ヲ汚サントスルニ至テハ臨機ノ処分ニ出ル事使臣ノ委任ニアリ」という条文（第六項目）があるが、「内論」には「相当ノ防禦」をしたうえで対馬まで引き上げて政府の命令を待てとある。「臨機ノ処分」とは「防禦」に限定され、即時の開戦は戒められている。また、「内論」を受けた黒田は、交渉決裂の際の軍事行動について、次のような建議⁸⁰を出している。決裂したならば、「直ニ王師ヲ発シ」と出兵すべきである。しかし、出兵は「懲罰ノ挙」であり、朝鮮が「屈服悔悟」して「我意」（条約締結）を達すれば十分であり、もとより「土地ヲ貪リ版図ヲ廣ムルヲ欲スルニ非ス」。黒田にあつても朝鮮領有を目的とした戦争は、明確に否定されているのである。

ただし、「内論」には、「必ス我カ初議ヲ執ルヲ要スヘシ」として、釜山の他江華島付近に「貿易ノ地ヲ定ム」、朝鮮領海の「航行ノ自由」、江華島事件の「謝辞」の三項目が挙げられている。賠償はともかく、謝罪が要求事項

となつてゐる。江華島事件の謝罪要求を掲げざるを得ない理由は、征韓派士族対策にあると考えられる。とくにこの時期には、参議・卿分離問題で政府を批判して左大臣を辞職した島津久光の存在があつた。いち早く朝鮮への謝罪要求を打ち出し、「訓条」と「内諭」の作成に関わつた木戸は、二月七日の日記に次のように記している。

朝鮮江華の暴発一条 是亦先年来不容易困難を相生し今日まで抑制せり然して左大臣の建白は今日の政府を一変して朝鮮の外征に及ぶ云々然して兵隊其他士族は皆是に雷同せんとするの勢已に顕然たり……依て於政府朝鮮の所致も一定の目的相立たざるときは四分五烈実^⑧に難^⑨

木戸は、左大臣島津久光の「朝鮮の外征に及ぶ」建白に「兵隊其他士族」が「雷同」していることから、「一定の目的」を立てる必要性を強調しているのである。島津久光は一〇月一九日、太政大臣三条実美の失政を列挙して三条免職を要求する上奏文のなかで、「朝鮮ノ事タルヤ廟議一和セサレハ拳措必当ヲ失フヘシ今政府責任ノ大臣ナク只参議ニ依頼シ参議ハ党援相結ヒ紛紜錯雜何ヲ以外征ニ違アランヤ早く其(参議と卿)兼任ヲ罷メ其人員ヲ減シ廟議一致政体然タラシメ而後外征ノ事ヲ議スヘキナリ」と「廟議」を一致させて朝鮮への「外征」を図るべきであると主張していた。^⑩木戸は、島津建白が出された五日後の一〇月二四日、榎村正直宛書簡で「征韓論を主張したし大に征韓家を抱き込今日之政府に而は決而征韓は不得致に付政府を一掃いたし基本を定め候而征韓之実行相立ると申扇動不怠^⑪」、と島津の征韓論にたいする警戒心を述べていたのである。

こうした士族対策としての謝罪要求はあるものの、避戦論の立場から平和的決着をめざす方針は一貫している。大久保は、一二月一三日付伊藤宛書簡^⑫で次のように言う。使節を派遣する趣旨は「和平ヲ主トスル」ことであり、全権大使黒田にも「厚示談致置候付疎略之挙動ヲ以大事ヲ誤り候様之辺ハ一点疑惑スル処ハ無之候」ではあるが、万一にも平和的方針を逸脱することがないように、黒田の牽制役として副使に井上を起用したのである、と。

それでは、黒田使節はどのように位置づけられるのであろうか。内治優先論にもとづく戦争回避の穩健路線をとっていた大久保政権にあって、黒田使節派遣は皇使派遣という「開戦の危険が高い強硬な政策」である。そして、皇使とは国書を持つ政府の正式の使節であり、「朝鮮側が受理を拒否すれば開戦にいたること」から、成功の高い見通しがないにもかかわらず皇使を派遣することは、「戦争を賭してでも朝鮮に対して要求をのませようという強硬路線＝征韓論」であり、黒田使節派遣論は「内治派政権による強硬路線採用、征韓の決断であった」という評価⁽⁸⁵⁾は妥当であろうか。

一八七三年の西郷隆盛の使節派遣論は、最終的には戦争を期す皇使派遣論（征韓論）であり、江華島事件後の時期においても西郷は、皇使派遣論（征韓論）を表明している。西郷は、一八七五年一〇月八日付篠原冬一郎（國幹）宛書簡で「是迄の談判明瞭致さず候処、此の度条理を積み既に結局の場合に押し来り、彼の底意も判然いたし候えば、此の上は大臣の内より派出いたし、道理を尽し戦を決し候わば、理に戦うもの」である、と述べている。前述の「条理」を積んだ森山交渉が頓挫し、国交拒否という朝鮮側の「底意」が明らかとなったからには、皇使として「大臣」を派遣して「道理」を尽したうえで開戦すべきであるという主張であり、これは七三年の征韓論争時と同じ論理である。

こうした西郷使節派遣論と黒田使節派遣論は、皇使という日本国代表の使節派遣である点は同じである。しかし、その派遣意図には明確なる相違がある。端的に言えば、日朝戦争を意図しているのか否かである。西郷派遣論が主戦論ならば、黒田派遣論は避戦論である。黒田派遣においても確かに開戦の可能性はあった。木戸が一二月三〇日付の副使井上馨宛書簡⁽⁸⁶⁾で、「元より平和は為天下^{天下}為使節万禱仕候へ共、自然戦争之機相頭はれ又々失期候而は実に々々万恨難尽候」と「平和」を祈らざるを得ない状況であった。日朝修好条規が調印されると、三条が

「朝鮮条約相済候よし誠意外之好都合と存候」、大久保が「朝鮮より之吉報有之……先以意外之運ニ而御同慶之至ニ候」、木戸が「江華一条も弥無事に帰し無此上幸福重疊至奉存候」、とそれぞれ述べているように、平和的解決を確信できず、開戦準備にも取り組んでいた。⁹¹しかしながら、開戦準備と開戦意図を同一視することはできない。黒田使節派遣論は軍事的威圧の行使という強硬論ではあるが、開戦意図を有する西郷使節派遣論と同じ征韓論とみなすことはできない。

黒田全権使節団は七六年一月六日、軍艦三隻と運送船三隻の計六隻で品川を発ち、一五日に朝鮮釜山に入港した。釜山入港直後全権使節団は、朝鮮の対応を危惧して陸軍二大隊増派の要求を決定する。翌一六日に副使井上は伊藤博文に書簡を送り、朝鮮側の対応は「悔悟之意は少しも不見、必江華え望み候は、泡撃は疑無之候」と予想されるので、「今二大隊之兵」を「至急」派遣して欲しいが、「決て黒田并生も粗暴之拳は不仕」と述べている。日本側から「粗暴之拳」を行うためではなく、あくまでも朝鮮側からの砲撃を想定しての要請であった。

この二大隊増派要求に対し、大久保は一八日に伊藤・山県と協議し、「断然前意ヲ貫キ候方可然故先ツ兵隊差出候義ハ見合」と拒否し、三条大政大臣名の黒田宛訓令は「専ら平和を趣意とする」のが「初議」であり、「彼国の事情如何に拘らず、専ら初議を貫徹するに従事すべし」と指示している。そして、この方針を徹底させるために外務権大丞野村靖を派遣する。「前意」・「初議」という平和的交渉論を貫いているのである。野村靖は二月七日に黒田大使のもとに着いて、増派拒否の政府回答を伝えている。⁹²

一月二三日、黒田全権使節団は江華府に向け釜山を出港した。朝鮮側はすでに前年の一八七五年二月二二日、日本外務卿丞の書契を受理するという国交樹立方針に転換し、「先報」として釜山に到着していた広津外務少丞に同月二二日、書契受理を条件として黒田使節の江華府進駐中止を提議している。しかし、この提議が受け入れられ

ないと、翌七六年一月三〇日には黒田使節の応接として接見大官・副官を江華府に送っている。⁽⁹⁶⁾したがって、懸念された朝鮮側からの砲撃はなく、全権使節団は二月一〇日に江華府に入った。

全権弁理大臣黒田と朝鮮国接見大官申との交渉は翌一日から始まり、黒田は「訓状」の指示通りまず、書契問題と江華島事件の責任を追及して謝罪を求めた。そして、翌二日に黒田は、謝罪の「御挨拶承り度水解トノミニテハ本大臣復命ノ途ナシ」という要求に対し、接見大官申が「何レ朝廷へ稟報ノ上朝廷ヨリ貴大臣御復命相成丈ノ相当ナル御挨拶致スヘキナリ」と返答すると、「従前ノ非ヲ悔悟イタサレシ情実相分リタリ」と謝罪要求には深入りせず、「現今ノ要務ハ条約ヲ議立スルニ在リ」として条約案を示している。⁽⁹⁷⁾謝罪表明よりも条約締結（国交樹立）を優先する、という方針に基づく交渉である。以後、条約案の検討に入るが、日本全権は朝鮮側の修正要求に柔軟に対応し、二月二七日に日朝修好条規は調印された。よく知られているように、日朝修好条規は日本が有利な不平等条約であるが、その締結交渉においては「一方的な強圧があつたとは認められ」ずに妥結し、「非常に順調に進められ締結・批准に至つた」ものであつた。⁽⁹⁸⁾

おわりに

本稿は、大久保政権による江華島事件後の黒田使節派遣論は、一八七三年の西郷使節派遣論と同様の征韓論であるか否か、ということの検討を課題としてきた。征韓論とは、朝鮮は日本に服属すべきものであるという意識のもと、武力行使による朝鮮侵略論である。そして、外交政策としては一八七〇年四月に外務省から提起された「対鮮政策三箇条伺ノ件」⁽⁹⁹⁾のなかの第二案、いわゆる「皇使派遣論」である。「皇使派遣論」論は、「軍艦」と「兵隊」を

伴う「皇使」を朝鮮に派遣して、「御一新の報知攘斥の廉論破并開港開市西国往來自由の条約」締結を要求し、朝鮮が「不伏」であれば止むを得ず「干戈」を用いるというものである。武装皇使による国交強要策であり、朝鮮が拒否すれば武力行使を行う、という最終的には戦争を企図する強硬論である。このように、征韓論としての「皇使派遣論」は、日朝開戦論と結びついているものである。

従来の研究では、「対鮮政策三箇条」（他の第一案は国交断絶論、第三案は対清交渉先行論）との関連で明治初期の朝鮮政策がとらえられ、とりわけ一八七三年の西郷使節派遣論と七六年の黒田使節派遣論はいずれも「皇使派遣論」として同様の政策（征韓論）とみなされてきた。⁽¹⁰⁾ここで、あらためて西郷派遣論と黒田派遣論の趣旨を確認しておこう。

七三年一〇月の征韓論争時に西郷隆盛が提出した「朝鮮派遣使節決定始末」には、次のように記されている。

公然と使節差し立て……暴挙の時機に至り候て、初めて彼の曲事分明に天下に鳴らし、その罪を問うべきに御座候。いまだ十分尽さざるものを以て、彼の非をのみ責め候ては、其の罪を真に知る所これなく、彼我共疑惑致し候故、討つ人も怒らず、討たるものも服せず候に付き、是非曲直判然と相定め候儀、肝要の事と見居建言いたし候

使節（皇使）を派遣し、朝鮮の「暴挙」があれば、その「曲事」を「天下」に明らかにして「罪」を問うべきである、と武力発動を明言している。皇使派遣は、朝鮮の「曲」（不正）と日本の「直」（正）を「判然」とさせるといふ、開戦理由を明確にするのが目的である。

一方、七五年一二月の黒田清隆使節に与えられた三条太政大臣の「内論」⁽¹¹⁾には、次のように記されている。

第一 使節ニ対シ凌辱ヲ加ヘ或ハ使節ヲ認メズシテ暴挙ヲ行フ（中略）

第一ノ所為ニ出ルトキハ相当ノ防禦ヲナシ一旦對馬マテ引揚ケ速ニ使船ヲ以テ実地ノ情状ヲ奏報シ再命ヲ待ツヘシ（中略）

彼レ其說ヲ主張シ若クハ虚飾シテ到底我カ必要ナル求望ニ応セサルニ至ルトキハ縦令ヒ頭ハナル暴拳ト凌辱トヲ行ハスト雖モ使節ハ兩國和好ノ望ミ已ニ断ヘ我カ政府ハ別ニ処分アルヘシトノ旨趣ヲ以テ決絶ノ一書ヲ投シ速ニ帰航シテ後命ヲ俟チ以テ使節ノ体面ヲ全フスヘシ

使節（皇使）に対する「凌辱」や「暴拳」があつたとしても、それに応じての開戦は否定し、「凌辱」や「暴拳」がなくとも要求を拒否されたならば、交渉「決絶」の一書を与えて帰国するように、と避戦論の立場を明瞭に打ち出している。皇使派遣は、本論で検証したようにあくまでも交渉による国交樹立が目的である。

「皇使派遣論」は、一八七三年の西郷使節派遣論までは高橋秀直氏が説くように、開戦を企図する征韓論であつた。しかし、大久保政権における「皇使派遣論」の黒田使節派遣は、軍事的威圧策であるが避戦論は貫かれていた。その意味で、主戦論である征韓論の外交政策と評価することはできない。

大久保政権の政治理念は、対外戦争を回避して国家の富強を実現しようとする民力養成論であり、それは征韓論政変を経て成立したものである。¹⁰⁾そして、江華島事件から日朝修好条規が調印された、一八七五年一〇月から翌七六年二月の時期において大久保政権が掲げていた最重要課題は、民業振興を中心とする殖産興業政策の推進であつた。殖産興業の推進にとつて、対外戦争は何としても避けなければならなかつたのである。

註

(1) 戦前の田保橋潔「近代日鮮関係の研究」上（朝鮮総督府中枢院、一九四〇年。一九七三年に原書房から復刊）をはじめ、戦後

における近年の高橋秀直氏以外の研究としては、次のものがあげられる。藤村道生「朝鮮における日本特別居留地の起源」〔名古屋大学文学部研究論集〕三五、一九六五年。のち同「日清戦争前後のアジア政策」岩波書店、一九九五年に所収。石井孝「明治初期の日本と東アジア」〔有隣堂、一九八二年〕。芝原拓自「対外観とナショナリズム」〔対外観 日本近代思想体系12〕「解説」、岩波書店、一九八八年。海野福寿「韓国併合」〔岩波新書、一九九五年〕。宋安鍾「一八七四年の朝鮮政府の日朝交渉再開要因」〔阪大法学〕四五―一六、一九九六年。宋安鍾「一八七四年における日朝代理交渉の展開」(一)・(二)〔阪大法学〕四六―六・四七―一、一九九七年。広瀬靖子「日清戦争前朝鮮条約関係考」〔東アジア近代史学会編「日清戦争と東アジア世界の変容」上巻、ゆまに書房、一九九七年〕。宋安鍾「一八七四年の「日朝協定」」〔阪大法学〕四八一―、一九九八年。石川寛「近代日朝関係と外交儀礼―天皇と朝鮮国王の交際の検討から―」〔史学雑誌〕一〇八一―、一九九九年。諸洪一「癸酉政変」後の日朝交渉」〔日本歴史〕六二二、二〇〇〇年。吉野誠「明治維新と征韓論」〔明石書店、二〇〇二年〕。諸洪一「明治初期の朝鮮政策と江華島条約―宮本小一を中心に―」〔札幌学院大学 人文学会紀要〕八一、二〇〇七年。吉野誠「明治初期の日朝関係と征韓論」〔「韓国併合」一〇〇年を問う〕岩波書店、二〇一一年。須田努「明治維新と征韓論の形成」・北原スマ子「江華条約の締結」(ともに趙景達編「近代日朝関係史」有志舎、二〇一二年)。

戦後の研究に大きな影響を与えたのが、遠山茂樹「征韓論・自由民権論・封建論」〔歴史学研究〕一四三・一四五、一九五〇年。のち「遠山茂樹著作集」第三巻、岩波書店、一九九一年に所収)である。同論文は、「大久保は西郷の考えるよりは、はるかに西郷的……河派(西郷ら征韓派と大久保・岩倉ら非征韓派)の対外論の根底にあるものは、ひとしく征韓論の論理であった。ただ時と立場との相違によって、そのあらわれ方に違いが生じたにすぎない」(同書、二六―二七頁)、と大久保政権の朝鮮政策を「征韓論の論理」とする評価の基本線を打ち出した。こうした見解は、前掲石井孝「明治初期の日本と東アジア」や前掲芝原拓自「対外観とナショナリズム」に継承されている。

前掲藤村道生「朝鮮における日本特別居留地の起源」は、「外面は強硬に軍艦の威力で朝鮮を圧伏しつつ、内面ではできるかぎり朝鮮との衝突はさげるといふ趣旨で、黒田全権の派遣が決定された」(一四五頁)が、「必要があれば、開戦は辞さない」という姿勢は常に失われなかった」(一四八頁)、と開戦意志を指摘している。なお、最近の前掲諸洪一「明治初期の朝鮮政策と江華島条約―宮本小一を中心に―」は、「一方的」「強要」ではなく、「日本が却って消極的」であり、むしろ朝鮮側(国王や朴珪寿ら)の積極的開国意志が貫徹されたとする」近年における韓国の研究を紹介しながら、黒田全権

使節の交渉は外務大丞宮本小一の「穩健論の一貫した政策論の軌道に乗って」おり、「不平等条約を押しつける意図は読みとれない」(四四・五五・五七頁)、と「穩健」政策であるとしている。また、最新の近代日朝関係通史の一部である前掲北原スマ子「江華条約の締結」は、「問罪の使節を派遣するものの、外交貿易関係が成立すれば事件の賠償は問わないことに決し……黒田らは……ペリー来航にない艦船六隻で……江華島に向かった」(二三五頁)、と征韓論の外交政策とは明言していない。

高橋秀直氏の研究には、次のものがある。「維新政府の朝鮮政策と木戸孝允」(神戸商科大学「人文論集」二六一・二二、一九九〇年)。「廢藩置県後の朝鮮政策」(同紀要二六一三・四、一九九一年)。「征韓論政変と朝鮮政策」(「史林」七五―二、一九九二年)。「明治維新期の朝鮮政策―大久保政権期を中心に―」(山本四郎編「日本近代国家の形成と展開」吉川弘文館、一九九六年)。「江華条約と明治政府」(「京都大学文学部研究紀要」三七、一九九八年)。「江華条約論補遺―西郷派をめぐって―」(「佛敎大学総合研究所紀要」七、二〇〇〇年)。

(2) 前掲高橋秀直「明治維新期の朝鮮政策」・「江華条約と明治政府」。

(3) 本稿は、拙稿「征韓論政変と国家目標」(「社会科学討究」二二二、一九九六年)で素描した朝鮮政策の論旨を、その後の研究を踏まえて実証的に論じるものである。

(4) 拙稿「征韓論政変と大久保政権」(明治維新史学会編「講座 明治維新4 近代国家の形成」有志舎、二〇一二年)、七二―七四頁。ところで、最近の概説や通史では、かつて毛利敏彦氏が唱えた、西郷⇨非征韓論者という評価が再び出されている。例えば、前掲須田努「明治維新と征韓論の形成」は、「西郷はじめ、維新政権の参議たちに朝鮮攻撃⇨征韓の意志はなかった」(八七頁)、趙景達「近代朝鮮と日本」(「岩波新書、二〇一二年)は、「西郷が望んだのは、あくまでも平和的な遣韓使節としての任であり、「暴殺」云々は熱心な「征韓」論者の板垣退助などを説き伏せるためのレトリックであった」(四一頁)、坂野潤治「西郷隆盛と明治維新」(二〇一三年、講談社現代新書)は、「西郷は「征韓」を唱えたのではなく、朝鮮への「使節派遣」を求めたにすぎず……このような毛利氏の見解は、「異端」どころか、きわめて「正当」の西郷理解であると、筆者は考える」(二六九―一七〇頁)、とそれぞれ述べている。しかし、概説・通史という性格から、私を含めた毛利説批判を再批判したうえで主張とはなっていない。

(5) 「岩倉公実記」下巻、八〇―八二頁。

(6) 岩倉公旧蹟保存会対岳文庫所蔵「岩倉具視関係文書」(北泉社マイクロフィルム版R―一七―一九)。同文書には、後述の大久

保意見が記されている付箋がある。『岩倉具視関係文書』七、四六四～四六六頁。

(7) 『大久保利通日記』二一、一三三五頁。

(8) 国会図書館憲政資料室所蔵「三条家文書」三二一。この「朝鮮へ数名ヲ発遣スルノ旨趣」は、「大久保利通文書」五(三七一～三七三頁)と「大隈重信関係文書」二(二五〇～二五二頁)にそれぞれ収められているが、そこには付箋がある。付箋には、遣使が朝鮮側に拒否されたならば「問罪ノ師ヲ興」すとし、その場合に備えた戦争計画が必要であり、開戦時にはロシアと交渉しなければならぬ、と開戦(出兵)意図が記されている。原本にはない付箋であり、これを大久保の意図とみなすことはできない。なお、前掲『対外観 日本近代思想体系12』は、「朝鮮遣使に関する取調書」と題し、「大久保利通文書」を底本として、付箋も含めて収録している(四〇～四二頁)。

(9) 前掲『対外観 日本近代思想体系12』、四〇頁(10解題)。

(10) 国会図書館憲政資料室所蔵「三条家文書」三二一。

(11) 国会図書館憲政資料室所蔵「三条家文書」五一―五。

(12) 「宗従四位復任並渡韓之略議」(国会図書館憲政資料室所蔵「三条家文書」五一―四)。

(13) 前掲石井孝「明治初期の日本と東アジア」、二八七～二八八頁。なお、石井書は三条の「魯國及朝鮮江使節ヲ派遣スルノ順序」を大久保政権の朝鮮政策とみなしており、そのこと自体にも問題がある。

(14) 『岩倉具視関係文書』六、三四頁。

(15) 拙稿「大久保利通と台湾出兵」(『国史館大学文学部 人文学会紀要』三四、二〇〇一年)、七～九頁。

(16) 国会図書館憲政資料室所蔵「三条家文書」三二―九。

(17) 『日本外交文書』第七卷、三六一頁。

(18) 『日本外交文書』第七卷、三六三頁。

(19) 『日本外交文書』第七卷、三六六～三六九頁。

(20) 『日本外交文書』第七卷、三八四頁。

(21) 『日本外交文書』第七卷、三八九～三九三頁。

(22) 『日本外交文書』第七卷、三八五頁。

- (23) 『日本外交文書』第七卷、三九九頁。
- (24) 『日本外交文書』第七卷、四〇二頁。
- (25) 『木戸孝允日記』三、一〇三頁。
- (26) (27) 国会図書館憲政資料室所蔵「三条家文書」五一―八。
- (28) 『日本外交文書』第八卷、四八頁。
- (29) 国会図書館憲政資料室所蔵「三条家文書」三二―四。
- (30) 『日本外交文書』第八卷、五四頁。
- (31) 国会図書館憲政資料室所蔵「三条家文書」三一―五。
- (32) 『日本外交文書』第八卷、五六頁。
- (33) 『日本外交文書』第八卷、六九頁。
- (34) 国会図書館憲政資料室所蔵「大久保利通文書」七一。『日本外交文書』第八卷、七一―七二頁。
- (35) 『日本外交文書』第八卷、七三頁。
- (36) 国立公文書館所蔵「公文録」明治八年五月海軍省伺
- (37) 『日本外交文書』第八卷、八七―八九頁。
- (38) 『日本外交文書』第八卷、九〇―九二頁。
- (39) 『日本外交文書』第八卷、九二頁。
- (40) 『日本外交文書』第八卷、一〇二頁。
- (41) 国会図書館憲政資料室蔵「岩倉具視関係文書」(北泉社マイクロフィルム版、R九―一八一―四)。
- (42) 『日本外交文書』第八卷、一〇三頁。
- (43) (41)と同。『日本外交文書』第八卷、一〇六―一〇八頁。
- (44) 『日本外交文書』第八卷、一一四頁。
- (45) 『日本外交文書』第八卷、一一四―一六頁。
- (46) 国会図書館憲政資料室所蔵「三条家文書」五一―六。

(47) 鈴木淳〔史料紹介〕「雲揚」艦長井上良馨の明治八年九月二八日付け江華島事件報告書〔史学雑誌〕一一一―一二、二〇〇二年、七〇―七一頁。

(48) 以下の記述は、同右鈴木淳史料紹介(六四―六七頁)に掲載されている、井上良馨「第一報告書」に拠っている。

(49) 一八七五年九月二九日付岩倉具視宛三条実美書簡〔岩倉具視関係文書〕六、三七二頁。

(50) 亀掛川博正「江華島事件と「日本側挑発説」批判」〔軍事史学〕一四九、二〇〇二年、五九頁。

(51) 『保古飛呂比』六、三〇一頁。

(52) 一八七五年九月二九日付岩倉具視宛三条実美書簡〔岩倉具視関係文書〕六、三七二頁。

(53) 『木戸孝允文書』六、二四二―二四三頁。

(54) 木戸意見書は諸書に収められているが、ここでは早稲田大学所蔵「大隈文書」(A―五〇五四)のものを引用する。

(55) 『木戸孝允文書』六、一一九―一二〇頁。同書では日付が五月二日と明記されているが、木戸が江華島事件後の使節を申し出ており、大久保がまだ使節派遣に同意していないことも書かれているので(大久保の同意は一〇月一日)、九月二九日と推定する(前述終りに干戈に至り候ときは必外出候而外事引受候之任は甘く御談し詰被遣候様奉願候)・「此微志大久にも十分に相合具居候而互に尽力仕候に付而は更に異論無御座候」。

(56) 『木戸孝允文書』六、二五八頁

(57) 『木戸孝允文書』六、二六八頁

(58) 『保古飛呂比』六、三〇〇―三〇一頁。

(59) 一八七五年一〇月二四日付木戸孝允宛大久保利通書簡〔大久保利通文書〕六、四九九頁。

(60) 一八七五年一〇月二九日付岩倉具視宛大久保利通書簡〔大久保利通文書〕六、五〇〇頁。

(61) 『大久保利通日記』二、四四五頁。

(62) 『大久保利通文書』五、五二―五三頁。

(63) 『木戸孝允日記』三、二五四頁。

(64) 『大久保利通日記』二、四四七頁。

(65) 同右、四四九頁。

- (66) 『日本外交文書』第八卷、一三七頁。
- (67) 『日本外交文書』第八卷、一三八頁。
- (68) 『日本外交文書』第八卷、一三九頁。
- (69) 『日韓外交資料集成』第一卷(嚴南堂書店、一九六六年)、四〇八頁。同書所収のポアソナード意見書の日付は、「九月三十一日」となっている。九月は三〇日までなので、三〇日か一〇月一日となろう。いずれにしても、江華島事件の一報が届いた直後、ポアソナードに諮問が行われたことになるが、果してこの日付は正しいのであろうか。ポアソナードは、「朝鮮三遺スベキ使節」に与える「訓条ヲ何様ニ起草スベキノ顧問ヲ受ケタ」ことに対するものであると明記しており(五頁)、後半に収められている意見は(六〇八頁)、一二月に黒田使節に与えられた「内論」とほぼ同内容である。これらのことから、朝鮮使節派遣が決定した一二月一日から同月下旬頃に作成された意見書ではなからうか。
- (70) 『日本外交文書』第八卷、一三五―一三六頁。
- (71) 前掲田保橋潔「近代日鮮関係の研究」上、五一九―五二〇頁。
- (72) 『木戸孝允日記』三、二六〇頁。
- (73) 前掲田保橋潔「近代日鮮関係の研究」上、五一七―五一八頁。
- (74) 『大久保利通関係文書』一、三三七頁。
- (75) 『日本外交文書』第九卷、一四〇頁。
- (76) 大久保は一月三〇日、木戸孝允に書簡を送り「伊藤氏へ示談委曲取調之上使節へ訓状被相渡候方可然ト折角取調相成候付出来候上御一覽猶高慮も可相伺候……明日中ニハ出来上り可申候」(『大久保利通文書』六、五二三頁)、と伊藤に調査を依頼していた「訓状」が明日にも出来あがるので、木戸に「一覽」を要請している。伊藤もまた同三〇日、木戸に「成丈け細に取極置度、兩三日来專意取掛罷在候。出来次第煩御一覽可申」と書き送っている(『木戸孝允関係文書』一、二八八頁)。この伊藤書簡に対し木戸は、同日に「精々微細に御調らへ相成出発前厚く御評決に相成居候事肝要」と返信している(『木戸孝允文書』六、三〇五頁)。そして、伊藤は二月二日に木戸を訪ね、「訓状等の義」について相談している(『木戸孝允日記』三、二六七頁)。
- (77) 『日本外交文書』第八卷、一四五―一四七頁。

- (78) 『日本外交文書』第八卷、一四七～一四八頁。
- (79) 『木戸孝允文書』六、三〇九頁。
- (80) 前掲『日韓外交資料集成』第一卷、九二～九三頁。
- (81) 『木戸孝允日記』三、二六九頁。
- (82) 『新装版』島津久光公実記』三（東京大学出版会、二〇〇〇年）、三〇九頁。
- (83) 『木戸孝允文書』六、二六七頁。
- (84) 『大久保利通文書』六、五三三～五三四頁。
- (85) 前掲高橋秀直『江華条約と明治政府』、四七、九九頁。前掲高橋秀直『明治維新期の朝鮮政策』、八五頁。
- (86) 『西郷隆盛全集』三、四七九～一頁。西郷が一八七五年でも征韓論を唱えていたことについては、前掲高橋秀直『江華条約論補遺』西郷派をめぐって一がすでに指摘している（四四～四五頁）。なお、前掲坂野潤治『西郷隆盛と明治維新』は、この西郷書簡の前半にある江華島事件批判部分のみを引用して、西郷は征韓論者ではないと述べている（一七九～一八一頁）。本論で引用した後半部分に征韓論が表明されているのだが、この部分を無視した見解には何ら説得性はない。西郷は「談判」することなく「戦端」を開いた、江華島事件を「天理において恥すべきの所為」であると批判し、開戦するならば皇使を派遣するという「手順」を経なければならぬと主張しているのである。
- (87) 『伊藤博文関係文書』一、一四二頁。
- (88) 一八七六年三月一日付伊藤博文宛三条実美書簡（『伊藤博文関係文書』五、一一六頁）。
- (89) 一八七六年三月一日付伊藤博文宛大久保利通書簡（『大久保利通文書』七、五〇頁）。
- (90) 一八七六年三月一日付伊藤博文宛木戸孝允書簡（『木戸孝允文書』六、三七〇頁）。
- (91) 開戦準備については、前掲田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上、四三八～四三九頁、および安岡昭男『明治前期大陸政策史の研究』（法政大学出版局、一九九八年）七五～八五頁を参照。
- (92) 『伊藤博文関係文書』一、一四四頁。
- (93) 『大久保利通日記』二、四六七頁。
- (94) 前掲田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上、四三七～四三八頁。

- (95) 『日本外交文書』第九卷、二一～三二頁。
- (96) 前掲田保橋潔「近代日鮮関係の研究」上、四〇六～四〇七・四四七頁。
- (97) 『日本外交文書』第九卷、八九頁。
- (98) 前掲諸洪一「明治初期の朝鮮政策と江華条約―宮本小一を中心に―」、六〇頁。日朝修好条規締結交渉の内容については、『日本外交文書』第九卷、八〇～二九頁、および前掲田保橋潔「近代日鮮関係の研究」上、四五四～五一五頁を参照。
- (99) 『日本外交文書』第三卷、一四四～一四五頁。
- (100) 例えば、沈箕載「幕末維新 日朝外交史研究」（臨川書店、一九九七年）は、次のように述べている。「対鮮政策三箇条」は、「明治九年の江華島条約（日朝修好条規）締結までの日本の対朝鮮政策上において順序を遂って推進されていった」とし、「明治三年後半期から明治五年前半期」までは「第三案」、「明治五年前半期」にいたって「第一案」、「明治六年後半期」にいたって「第二案」の「武力皇使派遣」を「本格的にとるようになり、以後明治八年の江華島事件、翌年に不平等の江華島条約」の締結につながり、「二連の朝鮮政策の諸展開過程」は「対鮮政策三箇条に則って展開された『征韓外交』政策であったと言える」（同書、一三一・三二五頁）。また、西郷征韓論を否定した毛利敏彦「明治六年政変の研究」（有斐閣、一九七八年）も、「日清修好条規」後の対朝鮮外交は、「第二案」の延長上に展開されるにいたった。それは、明治八年（一八七五年）九月の江華島事件から翌九年二月二六日の日朝修好条規調印にいたるコースにはかならなかった」（二三四頁）、と述べている。
- (101) 『西郷隆盛全集』三、四一四～四一五頁。
- (102) 『日本外交文書』第八卷、一四七～一四八頁。
- (103) 大久保政権の政治理念である民力養成論については、拙著『内務省と明治国家形成』（吉川弘文館、二〇〇二年）で論じている。また、民力養成論の観点から大久保政権の外征策である台湾出兵を検討したのが、前掲拙稿「大久保利通と台湾出兵」である。